

# 平成22年度（一般）

## 電通育英会 大学給付奨学生(高校時予約)募集要項

財団法人電通育英会は、株式会社電通第四代社長の故吉田秀雄氏が生前から抱いていた、「事業の終局の目標は人材の育成である」という信条を実現するために、昭和38年に設立されました。優秀な学生で経済的理由により修学困難な者に対し、学資の支給その他育英上必要な援助を行い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的としています。

電通育英会では20年度より、対象となる公立高等学校の3年に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる方に対し、大学給付奨学金制度を開始しました。当育英会の指定大学に入学することが奨学生採用の前提条件になります。但し原則として理工・農水産・医療保健系の学部は対象外です。

なお、当育英会では「実りある学生生活をサポートします」をスローガンに、奨学生の学習意欲向上と相互のコミュニケーションを重視して、年1回のセミナーと「奨学生の集い」への参加及び生活状況報告書の提出をお願いしています。詳しくは募集要項をご覧ください。また、当育英会のホームページもご参照ください。

### 奨学生選考委員

選考委員長	松本 宏	電通育英会 理事長
選考委員	浦坂 純子	同志社大学 社会学部 准教授
//	大塚 雄作	京都大学 高等教育研究開発推進センター 教授
//	児美川 孝一郎	法政大学 キャリアデザイン学部 教授
//	清水 猛	慶應義塾大学 名誉教授
//	武井 寿	早稲田大学 商学学術院 教授
//	中尾 秀博	中央大学 文学部 教授
//	疋田 聰	東洋大学 経営学部 教授
//	古川 一郎	一橋大学 大学院 教授
//	箕浦 昇一	東京藝術大学 美術学部 教授
//	宮田 加久子	明治学院大学 社会学部 教授
//	森住 昌弘	電通育英会 専務理事

(50音順 平成22年4月1日現在)

# 22年度大学給付奨学生(高校時予約)募集要項

## 1.応募資格

現在、当育英会が対象とした公立高等学校の3年に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者〈注〉。なお留年した者、あるいは満19歳以上の者は除きます。

進学する大学は次頁に掲げる4年制の大学に限ります。原則として理工・農水産・医療保健系の学部は対象外になります。

〈注〉学資の支弁が困難と認められる者とは、給与所得の場合は世帯年収(支払金額)700万円未満、給与所得以外の場合は世帯所得340万円未満とします。

## 2.給付金額と給付期間

入学する大学の正規最短修学期間中、月額5万円を給付します。

## 3.推薦者数及び採用者数

当育英会が対象とした公立高校から一般枠・芸術枠でそれぞれ各1名の推薦を募ります。(対象校は全国で100校程度です。)

平成22年度(23年度大学入学)は応募者の中から50名程度を採用します。

## 4.奨学金の併用

日本学生支援機構との併用のみ可。

## 5.応募方法

当育英会の願書、応募者及び身元保証人書(指定書式)および、下記の必要書類を添えて、在学高校経由で提出してください。個人からの直接応募申込には応じられません。

- (1) 所得を証明する書類(家計支持者及び父母の証明)
- (2) 住民票(本人及び願書記載の家族全員)
- (3) 推薦書(高校長の推薦書 指定書式に記入)
- (4) 成績証明書(2年までの成績)

書類提出の締切:平成22年6月30日(水)までに(財)電通育英会に必着のこと。

## 6.採否の通知と手続き

学業成績・小論文・家計状況その他をもとに、奨学生選考委員会にて書類選考(7月)を行います。一般と芸術系は別審査としています。書類選考通過者は8月中旬に東京または大阪にて面接(交通費支給)を行いますので、当財団から直接生徒に連絡し面接の日程調整等を行います。面接の後、再び奨学生選考委員会にて選考を行った上で当財団理事長が採用内定を決め、9月中旬に在学高校を通して本人に連絡、また10月には当財団からも本人に連絡します。翌年、採用内定者が指定大学に入学後、下記書類を提出頂く事により当財団の奨学生として採用決定となります。

- (1) 奨学生採用調書
- (2) 写真(タテ4cm×ヨコ3.5cm正面上半身)1枚
- (3) 誓約・同意書(指定書式に記入)
- (4) 入学した大学の在学証明書
- (5) 健康診断書(大学入学後、校内健康診断書を提出)

〔追記〕22年度の当育英会内定者で23年度不合格の場合でも24年度の入学までを認める。  
(所謂「一浪」まで可とする)

## 7.奨学金の給付

奨学金は入学後に偶数月（但し初回振込のみ5月）に2ヵ月分ずつ、本人名義のゆうちょ銀行口座に振込みます。

## 8.奨学生の義務

大学給付奨学生は年1回開催されるセミナー（9月）に出席して下さい。これは奨学生の学習意欲向上と相互のコミュニケーションを目的とするもので、研修、自由討議及び懇親会で構成されます。また、秋に開催される「奨学生の集い」にも参加して下さい。

奨学規程を遵守し、奨学生の責務を果たして下さい。義務違反の場合は給付休止あるいは停止になることがあります。給付期間中は毎年、成績表と生活状況報告書の提出が必要です。

### <個人情報保護について>

（財）電通育英会が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団としては奨学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期します。

### 当財団の指定大学

当財団の指定する大学は以下の通りです。

国立（29）：北海道大学 小樽商科大学 東北大学 筑波大学 埼玉大学 千葉大学 お茶ノ水女子大学 東京大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京芸術大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 金沢大学 名古屋大学 愛知教育大学 京都大学 京都教育大学 奈良女子大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 兵庫教育大学 広島大学 岡山大学 香川大学 九州大学 熊本大学

公立（9）：国際教養大学 首都大学東京 横浜市立大学 愛知県立大学 名古屋市立大学 京都府立大学 大阪市立大学 大阪府立大学 神戸市外国語大学

私立（14）：慶應義塾大学 早稲田大学 上智大学 中央大学 立教大学 青山学院大学 明治大学 法政大学 国際基督教大学 学習院大学 同志社大学 立命館大学 関西学院大学 関西大学

〔以上52校〕

連絡先：（財）電通育英会 事務局  
〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-17  
TEL 03-3575-1386 FAX 03-3575-1577  
URL <http://www.dentsu-ikueikai.or.jp>

# 財団法人 電通育英会 大学給付奨学(高校時予約)規程(抜粋)

第2条(奨学生の資格) 本会の給付奨学生となるものは、当財団が指定する大学に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められるものでなければならない。

第3条(奨学生の種類) 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学給付奨学生(一般)
- (2) 大学給付奨学生(芸術系)

第4条(奨学金の給付期間および金額) 奨学金を給付する期間は、大学における正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は次のとおりとする。

大学給付奨学生	月額	50,000円
---------	----	---------

第10条(大学奨学生研修会への参加) 奨学生は、電通育英会が開催する研修会等に参加しなければならない。

第11条(異動届出) 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、身元保証人と連署のうえ、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・海外留学・転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 身元保証人を変更したとき
- (4) 本人または身元保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第12条(奨学金の休止) 奨学生が休学しまたは長期にわたって欠席したとき、また上記の義務を果たさなかったときは、奨学金の交付を休止することがある。

2 奨学生の学業または性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止することがある。

第14条(奨学金の廃止) 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (2) 傷い疾病などのために成業の見込がなくなったとき
- (3) 学業成績または操行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

第16条(奨学生の補導) 奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導、および奨学生の学業成績や生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。